

副本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

準備書面(4)

平成17年12月12日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本

勇



被告ら指定代理人

中村次良



同

平野善彦



同

貫井彩霧



同

石澤泰彦



同

前田康行



同

吉野正




被告東京都知事及び

同東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人

森田雅文 

同


細谷昌平 

同


井上孝 

被告東京都知事及び同東京都建設局総務部計理課長

指定代理人

後藤謙二 

同

熊本敬治 


同

佐藤方美 

同

大和田隆夫 

同

大坪安則 


同

舛原邦明 

同

向山公 

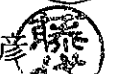
被告東京都水道局長指定代理人

黒沼靖 

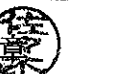
同

奈良岡裕司 

同


藤代将彦 

同

佐々木宏 

被告東京都財務局経理部総務課長

指定代理人

鳥海正 

2005年8月9日付け請求の趣旨訂正申立書に対して以下のとおり答弁する。

第1 答弁の趣旨

2005年8月9日付け請求の趣旨訂正申立書による変更後の請求の趣旨第3項に係る訴えをいずれも却下する
訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 却下を求める理由

2005年8月9日付け請求の趣旨訂正申立書による変更後の請求の趣旨第3項に係る訴え（以下「知事に対する請求の趣旨第3項の訴え」という。）は、住民訴訟の定型に合致しない訴えであるから、不適法である。

以下理由を述べる。

既に答弁書3頁11行目ないし4頁7行目で述べたとおり、住民訴訟は民衆訴訟にあたり、行政事件訴訟法42条は、民衆訴訟を「法律に定める場合において、法律に定める者に限り」提起することができる旨規定するため、住民訴訟を提起できる場合や、これを提起できる者の資格は、専ら法律の規定によって決定されることとなる。

住民訴訟は、その請求の内容の側面から、①当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求（地方自治法242条の2第1項1号の請求）、②行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求（同項2号の請求）、③当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求（同項3号の請求）及び④当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求（同項4号の請求）の4種類が設けられている。

住民訴訟は、前記のとおり、法の認めた民衆訴訟であるから、その対象

及びその請求の内容が以上のいずれかの類型に当たらないものは、住民訴訟の定型に合致しない訴えとして不適法である。

これを、知事に対する請求の趣旨第3項の訴えについてみると、その請求の内容は、被告東京都知事が、東京都建設局総務部計理課長、東京都都市整備局総務部企画経理課長及び東京都財務局経理部総務課長に対し、支出命令をさせないよう指揮監督権限を行使することを義務づけるものである。しかし、このような義務付けの請求について、前記4種類の住民訴訟のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、知事に対する請求の趣旨第3項の訴えは、地方自治法242条の2第1項1号ないし4号が定めた住民訴訟の定型に合致しない訴えであるといわざるをえず、不適法な訴えである。